

第156回：確定申告をして税金を取り戻そう！

明けましておめでとうございます。本年も梅原総合会計事務所をよろしくお願い致します！

今年ももうすぐ確定申告※1の時期がやってきます。年末調整で税金の計算が終わって、自分には関係ないと思っている方もいらっしゃるかもしれませんが、しかし、実は確定申告でしか控除できない項目もございます！

下記「確定申告で税金が戻ってくる可能性がある方」に該当する方は是非とも確定申告をなさして下さい。

1. 確定申告で税金が戻ってくる可能性がある方(給与所得以外の収入がある場合は納税となる可能性があります)※2

- ①医療費が年間で10万円を超えた方※3 又は OTC 医薬品の年間購入額が12,000円を超えた方。※4
- ②住宅ローン等を利用してマイホームを購入し、年内にその家に居住されている方。※5
- ③納税者が国や地方公共団体、特定公益増進法人等の特定の機関に寄附をした方。※6
- ④ふるさと納税等の寄附をした自治体数が5団体を超える方。※7
- ⑤自然災害やシロアリ被害、盗難、横領などで家屋・家財に損害を受けた方。※8
- ⑥年末調整で生命保険料控除や地震保険控除などを忘れられた方。
- ⑦年末調整後に扶養家族が増えた方。

2. 確定申告の特長は？

具体的に、上記事項に該当する人が確定申告をすることでの特長はなんのでしょうか。また、支出額に対してどれくらい還付されるのか具体例でみていきましょう。

■主な特長

- ・特定の所得控除、税額控除が受けられ、税金が還付される。(所得税が低くなる)
- ・翌年の住民税が低くなる。(国民健康保険加入者は結果的に国民健康保険料も安くなります)

■所得税還付額

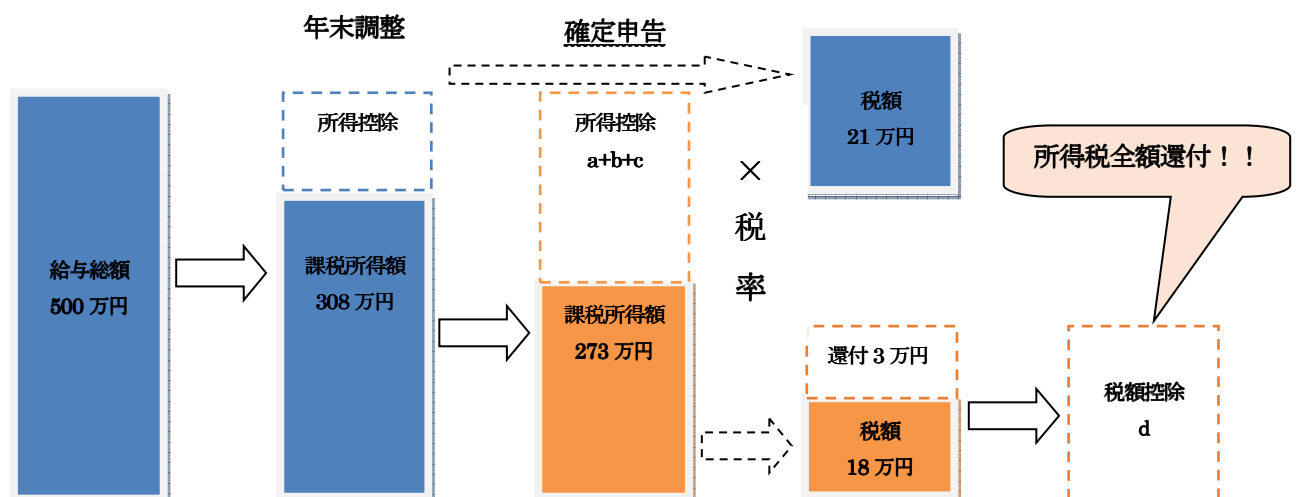
【例】

給与総額：500万円

所得税率：10%

◇所得税

		年間支出額	控除額	所得税還付額
所得控除	医療費	200,000円	a 100,000円	10,000円
	ふるさと納税	100,000円	b 98,000円	9,800円
	空き巣被害	200,000円	c 150,000円	15,000円
控除税額	住宅ローン年末残高	30,000,000円	d 300,000円	300,000円



■所得税以外の特長

◇住民税

住民税の計算においても所得控除額が増加するため税額が低くなります。

また、住宅ローン控除にて所得税が控除しきれなかった金額がある場合は、住民税額から控除※されます。

また、住民税額が低くなるので、結果として国民健康保険料の加入者は、国民健康保険料が低くなります。

前項のように、確定申告をすることで所得税が還付になるだけでなく、翌年の住民税や国民健康保険料まで影響し安くなります。

医療の出費や寄付金の支出、住宅ローン等が所得・税額控除の要件を満たす場合、確定申告により控除を受けることが可能になります。その結果、所得税の還付を受けることができ、住民税や国民健康保険料も低くなるので、一手間は掛かりますが、有効な節税方法になります。

前頁はあくまでも一例となりますので、詳しい内容については当事務所までお気軽にご相談ください！

※1 確定申告は毎年2月16日～3月15日が申告期間となります。還付請求の場合は1月1日から申告可能です。

※2 下記に該当する方は、確定申告が必ず必要になりますのでご注意ください。

- ① 給与の収入総額が2,000万円を超える方
- ② 給与を2ヶ所以上から受け取っている方
- ③ 中途退職して年末調整をしていない方
- ④ 給与所得以外の収入が20万円を超える方

※3 医療費控除

1月1日から12月31日までの間に納税者又は納税者と生計を一にする配偶者やその親族のために支払った医療費であることが前提です。(未払い分は対象にはなりません。)

◆控除額＝医療費合計－保険金等で補填された金額－100,000円

※4 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)

平成29年1月1日から、納税者がきちんと健康診断等を受けている人が、対象となる薬局・薬店・ドラッグストアなどで販売されている医薬品の年間購入額が12,000円を超える場合に、88,000円を限度に所得控除を受けることができます。

◆控除額＝医薬品合計－12,000円(88,000円限度)

※5 住宅ローン控除

その他に必要な条件がございますので、詳細についてはお問合せください。

◆控除額＝年末のローン残高×1%(10年間控除可能)

※6 寄附金控除

納税者が国や地方公共団体、特定公益増進法人等の特定の機関に支払った場合が対象となります。ただし、学校の入学に関連するものや、本人に特別な利益が及ぶもの、政治資金規正法に触れるものは対象外です。

◆控除額＝下記いずれか低い金額－2,000円

1. その年に支出した寄付金の合計額
2. その年の総所得金額の40%相当額

※7 ワンストップ特例

ワンストップ特例を選択していない方及び寄附先が5自治体以上の方は確定申告が必要になります。ただし、確定申告が不要な給与所得者がふるさと納税を行う場合、寄附先が5自治体までなら、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる制度です。この場合、所得控除額すべてが翌年の住民税から控除されます。

※8 雑損控除

損害を受けた物が、棚卸資産や事業用固定資産、生活に通常必要でない資産であれば対象外になります。

◆控除額＝下記いずれか多い金額

1. 差引損失額－総所得金額×10%
2. 差引損失額のうち災害関連支出の金額－50,000円